

大学院博士前期課程転コース取扱要項

第1条 この要項は、本学大学院学則第4条4項に基づき転コースの取扱いについて定める。

第2条 転コースの出願を希望する者は、転コース願及び転向を希望するコースにおける新たな研究計画書を大学院事務室に提出しなければならない。

2 前項により願い出ることができる者は、次の各号の条件を満たしていなければならない。

一 転コースを希望する明確な事由があること。

二 所属するコースの指導教授の承認を得ていること。

三 転コース後、指導教授となる教員がいること。

四 希望するコースに関する科目を1科目以上、A又はA+の成績で履修していること。

3 転コースの出願は、本大学院在籍期間中1回に限る。

4 休学期間中における転コースの出願は認めない。

第3条 転コースの許可は、研究科会議の議を経て研究科長が行う。

附 則 この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 1 この改正は、2020年4月1日から施行する。（第1条、第2条第2項二号関係）

2 2019年度以前に入学した者については、なお従前の例による。